

船舶のエネルギー効率に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船舶のエネルギー効率に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 19 規則においては、総トン数 400 トン以上の国際航海に従事する船舶等には、船舶エネルギー効率管理計画書（SEEMP）の備付けやエネルギー効率設計指標（EEDI）の算出といった船舶のエネルギー効率に関する要件を適用する旨規定されている。

当該条約には、通常は国際航海に従事しない船舶が例えば船舶の修理又は売船のために国際航海を行う必要が生じた場合に船舶のエネルギー効率に関する要件を免除する規定がないことから、IMO において、当該免除の是非に関する議論が 2015 年 5 月開催の第 68 回海洋環境保護委員会（MEPC68）より行われていた。

この程、2016 年 4 月に開催された IMO 第 69 回海洋環境保護委員会（MEPC69）において、例外的状況において 1 回限りの国際航海を行う必要が生じた船舶については、船舶のエネルギー効率に関する要件を免除することが認められる旨規定する統一解釈が MEPC.1/Circ.863 として承認された。

このため、MEPC.1/Circ.863 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 通常は国際航海に従事しない船舶について、例外的に単一の国際航海を行う必要が生じた場合にあっては、船籍国の主管庁の承認を条件に、船舶のエネルギー効率に関する要件を免除することができる旨規定した。
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則において引用する MARPOL 条約附属書 VI の定義を修正した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 2.1.2, 8 編 3.1.1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.1.1